

別紙（第4条関係）

かながわともいきアグリ認証基準

かながわともいきアグリ認証要領（以下「要領」という。）第4条に規定する認証基準を次のとおり定める。

1 基本要件

(1) 商品特性

農福連携に取り組んで生産された、安全性をアピールできる高品質な農作物等であること

(2) 一定品質の確保

消費者及び販売者の信頼に応えることのできる生産基準及び出荷基準に関する規程等が設定され、これに基づき生産されていること

(3) 販売実績及び販売情報の提供

ア 申請時点で障がい者が携わった農作物等の販売実績があること（オンライン販売も含む）

イ 販売場所及び販売時期等の情報の提供が可能であること

(4) 防除履歴の記帳

農薬を使用した場合には、その記録が防除履歴に記帳されていること（農産加工品は、主な原材料が県内産で、その原材料に農薬を使用した場合）

2 農福連携に係る要件

(1) 障害福祉サービス事業所との農作業受委託や障がい者の直接雇用など、障がい者が農作業に携わっていることが契約書等により示せること

(2) 認証対象の品目に係る総労働日数のうち、障がい者による作業日数が概ね2割以上であること

(3) 障がい者が携わった生産工程の作業記録を示せること

(4) GAP（農業生産工程管理手法）の実践により、持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼を確保できていること

(5) GAP（農業生産工程管理手法）の実践内容を「神奈川県GAPチェックシート」等の提出により示せること

(6) 障がい者が作業しやすい環境を創出していること

ア 障がい者の適性或能力に合わせた作業の選定

イ 作業の手順や内容等を示した分かりやすい表示等の工夫

ウ 作業場所におけるバリアフリー環境の考慮 等

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。